

飯塚市グローバル人材育成研修事業実施要綱(令和3年飯塚市告示第244号)の一部
を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月20日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市グローバル人材育成研修事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<u>(研修後の協力依頼)</u> <u>第13条</u> 研修生の保護者は、今後本市が実施する研修先からのホームステイを受け入れる事業における受入れについて、積極的に協力するものとする。 (補則) <u>第14条</u> (略)	(補則) <u>第13条</u> (略)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。